

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号による随意契約について、四万十市契約規則第25条の2第2項の規定に基づき公表いたします。

随意契約締結の状況

契約の名称	契約の概要	契約相手の選定基準 及び決定方法	契約相手の名称及び住所	契約金額(円)	契約締結日	契約の相手方とした理由
災害用備蓄食糧購入	災害用備蓄食糧(副食: 缶詰)等の購入	地方自治法施行令第167条の2 第1項第4号に規定する団体 随意契約	(株)黒潮町缶詰製作所 幡多郡黒潮町入野4370番地2	1,292,991	令和2年12月23日	四万十市新商品生産による新 事業分野開拓者認定事業に より市長の認定を受けた団体